

# — 業務執行状況報告 —

(一社)九州貸切バス適正化センター

## 1. 今年度業務状況

- 平成 31 年 3 月 29 日 平成 31 年度負担金の請求書発送  
(4 月 1 日付請求 納付期限は 4 月 30 日)  
( 434 事業者 616 営業所 全事業者より納付完了 )
- 平成 31 年 4 月 25 日 適正化事業諮問委員会委員の任命の認可申請  
(川下英次郎→中倉淳一)
- 令和 1 年 5 月 8 日 九州運輸局より諮問委員会委員の変更について認可
- 令和 1 年 6 月 7 日 第 1 回適正化センター理事会  
同上 社員総会 (理事の選任・決算の承認・外)  
同上 第 2 回適正化センター理事会 (代表理事の決定 外)
- 令和 1 年 6 月 11 日 適正化事業諮問委員会委員  
(川下英次郎→中倉淳一)任命
- 令和 1 年 6 月 14 日 「適正化事業に従事する役員の選任」の認可申請  
(任期満了)
- 令和 1 年 6 月 14 日 九州運輸局に平成 30 年度事業報告書、収支決算書、外  
の提出
- 令和 1 年 6 月 20 日 九州運輸局より適正化事業に従事する役員の選任につい  
て認可
- 令和 1 年 7 月 2 日 適正化諮問委員会委員の任命の認可申請 (同日認可)
- 令和 1 年 7 月 7 日 適正化諮問委員会委員を任命 (全員再任命)
- 令和 1 年 8 月 30 日 「九州貸切バス適正化センターの今後のあり様について」  
の懇談会
- 令和 2 年 1 月 23 日～24 日  
全国貸切バス適正化機関連絡会議(本省)に出席  
(九州運輸局 2 名 適正化センター 2 名)

## 2. 巡回指導の実施

### (1) 実施件数

・3月末現在、334件、巡回指導を実施。

	事業計画(令和2年3月末日まで)			実績(令和2年3月末日まで)		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	128	—	128	124	—	124
佐賀	22	—	22	18	—	18
長崎	46	—	46	41	—	41
熊本	47	—	47	44	—	44
大分	26	—	26	20	—	20
宮崎	37	—	37	33	—	33
鹿児島	65	—	65	54	—	54
合計	371	—	371	334	—	334

### (2) 巡回指導対象事業者の選定順位

#### ①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

#### ②過去の事故歴・行政処分歴

#### ③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

### 3. 巡回指導の結果

#### (1) 事業者評価

・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって 5 段階評価

	A	B	C	D	E	計
福岡	87	36	1	0	0	124
佐賀	12	6	0	0	0	18
長崎	30	11	0	0	0	41
熊本	35	9	0	0	0	44
大分	15	5	0	0	0	20
宮崎	25	7	1	0	0	33
鹿児島	44	10	0	0	0	54
合計	248	84	2	0	0	334
割合	74%	26%	1%	—	—	100%

#### 【参考】

評価分類	分類方法
A	「適」の割合が90%以上
B	「適」の割合が70%以上90%未満
C	「適」の割合が50%以上70%未満
D	「適」の割合が20%以上50%未満
E	「適」の割合が20%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
  - ア 運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
  - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
  - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
  - エ 整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運行指示書の作成、指示、携行、保存	154
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	121
特定の運転者に対する特別な指導	114
乗務員台帳の作成、保存	109
運送引受書の作成、交付、保存	100
点呼の実施及び記録、保存	98
運行管理規程	63
乗務等(運転日報)の記録、保存	62

※1 すべての項目に対する指摘件数は別紙のとおり

#### 4. 運輸局との連携

- 毎月、センターと運輸局との連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。
- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

#### 5. 特記事項

- 令和1年8月30日に九州各県のバス協会専務理事の参加の下に「今後の適正化センターのあり方」について懇談会を開催し現場の実情や業界の考え方や巡回指導の実施方法などを話し意見や認識の統一を図った。

- 負担金未納付事業者に係る運輸局への報告

当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者3社について、運輸局に報告を行った。(一部の事業者には運輸局は納付命令を発出し、)その後、当該事業者からの納付を受けた。

- 全国貸切バス適正化機関連絡会議の開催

今年1月23日・24日に開催された。

会議においては、各適正化機関より巡回指導の方法や負担金の納入状況等についての報告を行い、問題の共有や認識の統一を図った。